



「リーテックスデジタル契約」の検索画面

電子取引保存しやすく

インターネットで企業向け電子契約サービスを手掛けるリーテックス（東京・新宿）は電子取引が成立したと立証できるファイルの保存機能を2022年1月末から追加した。電子帳簿保存法（電帳法）の改正に合わせてメールで送受信した請求書などの取引情報も保存しやすくした。

22年1月施行の改正電帳法は2年間の猶予期間はあるものの、企業など法人に対して電子取引の取引情報を一定の要件を満たした方式で保存を義務付けた。取引に関して受領や交付する注文書や契約書、送り状・領収書、見積書などの記載事項を含む取引情報を保存する必要がある。

国税庁の公表資料によると、

2年間の猶予期間はあるものの、企業など法人に対して電子取引の取引情報を一定の要件を満たした方式で保存を義務付けた。取引に関して受領や交付する注文書や契約書、送り状・領収書、見積書などの記載事項を含む取引情報を保存する必要がある。

（大豆生田崇志）

リーテックス、改正電帳法に対応

る。

そこで同社はデジタル契約のサービス画面に契約書や電子取引の保存ボタンを新設した。電子取引の証拠となるPDFファイルや紙の契約書をPDF化したファイルの保存・管理ができるようにした。

有料プランでは保存の際に、タイムスタンプ、担当者の氏名を記録する。小倉隆志社長は「小企業であれば電子契約に加えて請求書や領収書などの電帳法に対応した保存はこのシステムで十分なケースが多い」と話す。

EDI（電子データ交換）やインターネットなどでの取引、電子メールや添付ファイルで取り情報を授受する取引も対象だ。メールに添付された請求書のPDFファイルも取引情報として扱う。

リーテックスの電子契約サービスは電子署名法を基にした一般的な電子契約サービスとは異なり、法人間の商取引を対象にした電子記録債権法も基にしている。取引金額の入力が必須項目で、発受注の区分や支払日などの様々なデータを管理している。